

生徒指導部だより

No. 16

北海道岩見沢東高等学校定時制
生徒指導部
令和 8 年 (2026 年)
2 月 27 日 (金) 発行

いじめ把握のためのアンケートの結果について

卒業予定者については1月中に、在校生については2月4日(水)、全校生徒を対象とした「いじめ把握のためのアンケート」を実施いたしました。

その結果、自らがいじめにあたる行為によって嫌な思いをしている生徒も、友人が嫌な思いをさせられているのを見たことがある生徒も該当者はおりませんでした。

いじめ対策委員会、および職員会議において今回実施のアンケート内容を確認し、本校では令和8年2月20日現在ではいじめの認知件数は0件であることをお知らせいたします。

- ※ 本校では、いじめを見逃さないよう、生徒の対人関係に関する「嫌な思い」について、「いじめ」として認知し、年4回の個人面談週間(うち2回は全教職員で対応)や日常の活動を通じて生徒理解に努め、教員間で情報共有して組織的に対応しています。
- ※ いじめと認知される事案が発生した際には、心理的・物理的影響を与えられた行為が止んだ状態が3ヶ月続き、当該生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められた場合「解消した」と判断しています。
- ※ アンケート実施の際に、全校生徒に対し、「岩見沢東高等学校いじめ防止基本方針」を配布いたしました。なお、岩見沢東高等学校いじめ基本方針はホームページでもご覧いただけますので内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

いじめの定義—いじめ対策基本法より

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

SNS 上における暴力行為等の投稿・拡散の問題について

今年に入り、高校生が別の生徒を殴る蹴るなどして、その模様を撮影した動画が SNS 上に拡散される事案が複数報道されています。まずは学校内外問わず暴力行為やいじめ行為は決して許されない行為であることを、ご家庭でもお子さんと確認してください。

暴力行為やいじめ、またこれらに加担して幫助(ほうじょ=正犯の実行行為を容易に手助けをすること)行為は、その多くが犯罪行為に該当する可能性があります。

上記の投稿や拡散等の問題行動に関して「その場のノリ」や「嫌がっていると思わなかった」「じやれ合っただけ」などの言い訳は通用しません。本校生徒には、今まで以上に、常に相手の立場を考え、優しさと思いやりをもった行動をとることを心がけてほしいと思っています

裏面に、学校で生じる可能性のある可能性のある犯罪行為等の例を掲載いたしますのでご確認ください。

【学校内で生じる可能性のあるいじめに関わる犯罪行為等の例】

いじめの様態	刑罰法
○ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする	暴行(刑法第208条) 傷害(刑法第204条)
○いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする	強要(刑法第223章) 強制わいせつ(刑法第176条)
○パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や、嫌なことをされる。	脅迫(刑法222条) 名誉毀損・侮辱 (刑法第230・231条)

3月の予定

- 1日(日) 卒業式
- 2日(月) 卒業式振替休日
- 3日(火) 入学者選抜準備(生徒休業日)
- 4日(水) 入学者選抜(生徒休業日)
- 10日(火) CBA学力テスト(1年生のみ)
- 16日(月) SC(スクールカウンセラー) 来校日
- 13日(金) ~ 19日(木)
個人面談(担任との面談になります)
- 24日(火) 修了式・離任式



※3月25日(水) ~ 4月7日(火) 学年末・学年始休業